

## 新燃岳の噴火災害対策に関する意見書

新燃岳の火山活動については、1月26日の中規模な噴火以降、爆発的噴火が繰り返され、活動の長期化が懸念されている。

噴火に伴う大量の火山灰が家屋や自動車、道路等に降り積もり、県の南部において県民生活や経済活動に支障が広がっているところである。

特にこの地域の基幹産業である農業においては、野菜・果樹・特用作物等の農作物や農業施設、畜産業への被害が拡大している。

新燃岳の火山活動は依然として活発であり、今後更に降灰等による被害の拡大が見込まれる。

本県は昨年の口蹄疫被害からの復興に向け、本格的な取り組みを始めたばかりであるが、今回の火山活動が本県経済に更なる悪影響を及ぼすことが懸念される所である。

よって、国においては、県民生活の安定と経済活動、農業等に対する被害を軽減するため、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 激甚災害の指定を早期に行うとともに、特別交付税の算定に当たっての特別な配慮、特別措置法の制定等、強力な財政的支援を含めた全面的な地方支援を行うこと。
- 2 県民の健康保持や生活不安の解消を図るため、長期的視野に立った健康対策や生活支援対策等の措置を講じること。
- 3 泥流や土石流に対する防災対策について、事業の採択や技術的な支援を行うとともに、防災通信網の整備についても支援を行うこと。
- 4 農作物等への被害に対し、既存制度による柔軟な対応や新たな制度の創設など、緊急的な支援を講じること。
- 5 家畜の避難に係る経費や早期出荷に係る損失補填、自給飼料の収穫が困難となった場合の購入費との差額等について、緊急的な支援を講じること。
- 6 噴火により影響を受けている観光業や商工業などに対しても、適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月17日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 防 総 財 厚 農 経 国	議 院 閣 災 務 生 林 濟 土	院 総 官 担 務 勞 水 産 交	議 大 長 大 大 大 大 大	長 長 臣 官 臣 臣 臣 臣 臣	横 西 菅 枝 松 片 野 細 鹿 海 大	路 岡 野 本 山 田 川 野 田 島	孝 武 直 幸 善 佳 律 道 万 章	弘 夫 人 男 龍 博 彦 夫 彦 里 宏	様 様 様 様 様 様 様 様 様 様
--	---	---	--------------------------------------	---	---	--	--	---	--